

スミドキ U-40 プラス（富士市若者世帯定住支援奨励金制度）

【手続きに関する Q&A】

<申請全般について>

Q1 申請手続きについて教えてください。

A 計画認定申請、計画変更申請、完了届、奨励金交付申請を、その都度行う必要があります。必要書類は、「申請手順」を参照してください。申請書類及び申請手順は市ウェブサイトからダウンロードできます。

Q2 申請時期はいつまでですか。

A 令和2年3月31日までに計画認定申請をしていただく必要があります。ただし予算額に達した場合、受付を終了する場合がございますのでご注意ください。

Q3 夫婦共有の場合、申請できるのは誰ですか。

A 1戸に対し1回の助成になりますので、転入される若者夫婦のどちらかを申請者としてください。また、共有の場合は夫婦の持分の合計が2分の1以上で、かつ、建物の取得費用が500万円（税込）以上、建物全体の床面積が50 m²を超えていることも申請の条件です。

Q4 認定申請と交付申請の二段階の手続きとした理由は何ですか。

A 住宅の建設を開始してから実際に転入・入居するまでに1年ほどの期間が必要であり、会計年度をまたぐ事例が多いと想定しました。会計処理を適切に進めるために、認定申請・交付申請の二段階としました。

Q5 申請手数料はかかりますか。

A 申請手数料はかかりません。

<計画認定申請について>

Q1 計画認定申請はいつ行えばよいですか。

A 新築住宅を取得する場合は、当該工事の「着手前（※）」、建売・中古住宅、分譲マンションを取得する場合は、当該住宅の「購入契約の締結前」となります。

※着手前：基礎工事着工前

Q2 計画認定申請時に提出する書類を教えてください。

A 住宅取得計画書（第1号様式）に必要書類（申請手順参照）を添えて提出してください。

Q3 住宅の取得価格が分かる書類とはどのようなものですか。

A 住宅取得価格の内訳が分かる見積書等のことをいいます。見積書等には、施主の氏名、施工業者名が記載されていることが必要です。

Q4 住宅取得計画書を提出した後は「工事の着手又は契約の締結」をしてもいいのですか。

A 住宅取得計画書提出後、その内容を審査し、奨励金の交付対象と認めたときは、住宅取得計画承認通知書（第2号様式）により通知しますので、その後とってください。

Q5 住宅取得計画書を提出後、承認通知書が届くまで何日くらいかかりますか。

A 申請の状況にもよりますが、1～2週間程度かかります。

Q6 予算額に達成した場合、受付は終了するのですか。

A 申請状況により受付を終了することは考えられます。

Q7 受付を終了した場合、告知をするのですか。

A 市ウェブサイトで告知します。

Q8 建築確認済証がまだ交付されていませんが、どうしたらよいですか。

A 建築確認済証が交付されていない場合は、建物の構造及び床面積が分かる書類を提出してください。

<計画変更申請について>

Q1 住宅取得計画承認通知を受けた後に、計画の変更はできるのですか。

A 出来ます。住宅取得変更計画書（第3号様式）に必要書類（申請手順参照）を添えて提出し、承認を受けてください。

Q2 計画変更の申請は、いつまでにしなければならないのですか。

A 完了届提出前までに計画変更申請し、承認を受けてください。

Q3 工事着工後でも変更申請はできるのですか。

A 出来ます。完了届提出前までに計画変更申請をし、承認を受けてください。

Q4 住宅取得変更計画書を提出後、承認通知書が届くまで何日くらいかかりますか。

A 申請の状況にもよりますが、1～2週間程度かかります。

<完了届の提出について>

Q1 完了届はいつまでに提出しなければならないのですか。

A 住宅取得計画の承認を受けた日から1年以内に提出しなければなりません。

Q2 いつをもって工事完了の日とするのですか。

A 新築住宅の場合は、建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の交付日、建売・中古住宅、分譲マンションの場合は、購入契約締結日を工事完了の日とします。

Q3 工事完了の手続きはどのようにするのですか。

A 工事又は購入契約が完了した後、完了届（第4号様式）に必要書類（申請手順参照）を添付し提出してください。

Q4 完了した現場を市では確認するのですか。

A 完了届が提出された後、現場確認を行います。立会いは不要です。

Q5 完了届を提出後、完了届承認通知書が届くまで何日くらいかかりますか。

A 完了届の提出後、1～2週間程度で通知いたします。

Q6 完了届に添付する住宅の写真はどの程度用意すればよいのでしょうか。

A 外観、玄関、居室、台所、トイレ及び浴室等を的確に確認できる写真を用意してください。

<交付申請について>

Q1 交付申請はいつするのですか。

A 完了届承認通知書（別様式第4号-1）を受けたあと、すみやかに「富士市若者世帯定住支援奨励金交付申請書」（第5号様式）に必要書類（申請手順参照）を添付し提出してください。

Q2 交付申請時には取得した住宅に居住していなければならないのですか。

A 交付申請の添付書類に、取得した住宅における世帯全員の住民票等が必要となります。したがって、交付申請の手続き前までには当該住宅に居住し、住所変更の手続きを完了していただく必要があります。

Q3 交付申請後、奨励金の交付決定にはどれくらいかかりますか。

A 奨励金の交付を決定した場合は、「富士市若者世帯定住支援奨励金交付決定通知書」（第6号様式）により1～2週間程度で申請者に通知します。

Q4 奨励金は交付申請後、どのくらいで支給されますか。

A 交付申請後から約1ヶ月後に申請者の口座に振込みいたします。